

藤岡市農業委員会

令和7年第3回

定例会議事録

令和7年3月5日招集

## 令和7年藤岡市農業委員会第3回定例会議事録

令和7年3月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第3回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 16号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 5号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 6号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (13名)

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光   | 2番 武藤 賢太郎 | 4番 松村 敏恵  | 5番 清水 淑朗  |
| 6番 田沼 範明  | 7番 浅見 健司  | 8番 山口 暁   | 9番 清水 春樹  |
| 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 | 13番 川村 信行 |
| 14番 塚本 欣吾 |           |           |           |

### [出席農地利用最適化推進委員] (4名)

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 6番 茂木 敏夫 | 11番 高橋 勝義 | 15番 宮下 功 | 17番 柳澤 憲司 |
|----------|-----------|----------|-----------|

### [事務局]

|         |       |
|---------|-------|
| 事務局 長   | 横田 道明 |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇  |
| 係長代理    | 笠原 諒亮 |

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 次長 | 真下 和弘  |
| 係長代理   | 宮原 優雅子 |

(開会13時26分)

事務局次長 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和7年第3回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、隣の中庁舎3階の小会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長            有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長                    それでは、ただ今より、令和7年第3回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。4番 松村委員、5番 清水淑朗委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中の下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします

(休憩13時31分)

(再開14時00分)

議長                    休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長                報告いたします。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は藤岡のTさんが、新たに農業経営を開始するため、岡之郷の農地2筆、面積1,227㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は下日野のYさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下日野の農地2筆、面積202㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長                    議案第13号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長                    特に意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 13 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 13 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 13 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、金井の H さんが、金井の農地を倉庫用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 843 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 14 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。整理番号 2 番は、三波川の K さんが、三波川の農地を山林用地として転用するもので、農地 5 筆、面積は 13,333 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 14 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 14 号整理番号 2 番は許可と決定します。なお、議案第 14 号整理番号 2 番は面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。続きまして、議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は下日野の Y さんが、下日野の農地を売買にて取得し、山林用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,872 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は整理番号 3 番と関連する案件ですが、市外の法人が、下日野及び上日野の農地を売買で取得し太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 7 筆、面積 4,137 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は同じく市外の法人が、下日野及び上日野の農地に地上権を設定し太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 16 筆、面積 13,315 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。。

議長

議案第 15 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 15 号整理番号 3 番と関連する案件ですので、許可相当と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 私から、質問させてください。なぜ、地上権の設定なのですか。

事務局 整理番号 3 番につきましては、地権者の方が賃貸で行いたいとのことでしたので、地上権の設定をしたものです。

議長 他に、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 2 番と 3 番を許可と決定します。なお、議案第 15 号整理番号 2 番と 3 番は面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。続きまして、議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番から 7 番の 4 件です。整理番号 4 番は、市内の法人が、立石の農地を売買にて取得し、露天駐車場及び農業用施設用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 916 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市外の I さんが、篠塚の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 429 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、藤岡の U さんが、本郷の農地を売買にて取得し、貸露天資材置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 363 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地として判断され

ます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、矢場のSさんが、矢場の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地1筆、面積110㎡、農地区分は第一種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第15号整理番号4番から7番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第15号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第15号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 16 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 19 件です。以上で、議案第 16 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第 16 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 17 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページから 12 ページをご覧ください。議案第 17 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したもので、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているものです。本市では地域計画が 3 月に公示予定であるため、予定として審議いただくもので、今回の対象地は 73 件です。以上で、議案第 17 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長

ただ今、議案第 17 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長

それでは何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 17 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長

続いて、報告第 5 号・6 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。報告第 5 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 5 件、5 条が 8 件の計 13 件ございます。詳細については 14 ページ、15 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 6 号ですが、議案書 16 ページから 18 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5 条の許可証明が 2 件、5 条の計画変更の許可証明が 1 件、耕作証明が 16 件、許可取消が 1 件の計 20 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 5 号・6 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 3 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 22 分)